

「特定操縦技能審査実施要領」等の一部改正案に関する
パブリックコメントの結果公示について

令和2年2月21日
 <問い合わせ先>
 国土交通省航空局
 安全部運航安全課
 TEL:03-5253-8111(代表)

国土交通省は、令和元年12月23日から令和2年1月27日まで、「特定操縦技能審査実施要領」等の一部改正案に対する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、13件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する国土交通省の考え方を以下の表のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様方の御協力に深くお礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の内容	国土交通省の考え方
チェックリストにより審査項目が具体的にあり有効性があるものとする。	本改正に賛成の御意見として承りました。
滑空機用のチェックリストに関し、特定操縦技能審査実施細則に合わせ、上級滑空機、曳航装置なし動力滑空機、曳航装置つき動力滑空機に応じて実施・不要の項目を明示すべき。	御指摘を踏まえ、滑空機用のチェックリストを改正し、等級及び曳航装置の有無に応じた実施・不要項目を明確化しました。
チェックリストについては分量が多く使い勝手も悪いため簡略化すべき。	今般のチェックリストについては、審査の内容・手法の平準化、審査の実施状況や被審査者の技量の維持状況等の把握・管理等を図るため、特定操縦技能審査実施細則等に規定している審査項目等の内容を反映したものです。同趣旨に合致していれば、当該チェックリストと同等以上の独自の様式による審査記録を使用することは妨げておりません。
特定操縦技能審査の各審査項目については○か×の判断で十分であり、チェックリストに所見欄を設けてフォローアップすることに関しては疑義がある。	特定操縦技能審査実施細則 3. 項にも規定しているとおり、操縦技能審査員は、審査を通じて、被審査者が修正することにより安全性向上が期待できると思われる事項等について助言することが求められています。これらを記録することにより、自己研鑽や次回審査等活用が的確に図られるものと考えています。
チェックリストに規定している「安全講習会」の定義が不明確なことから追記す	安全講習会の定義については、特定操縦技能審査実施要領 3. 3. (4) 項に規定して

べきではないか。	おります。
<p>特定操縦技能審査報告書（チェックリストを兼ねる場合を含む。）の「被審査者」の項目には、被審査者しか把握していないものが含まれていることから、被審査者が審査員と相談の上で事前に準備し、必要事項を記入して審査員に提出する手順とすべき。</p>	<p>当該報告書の被審査者の項目については、被審査者の資格・飛行経歴等を把握し審査の参考とすることを目的としていることから、操縦技能審査員が記載することとしています。この趣旨を踏まえ、操縦技能審査員と被審査者が適宜相談のうえ記載頂きますようお願いいたします。</p>
<p>特定操縦技能審査結果報告書（チェックリストを兼ねる場合を含む。）に記載が求められている最近6ヶ月の飛行時間については、「特定操縦技能審査申請書」（規則第28号の8様式）にも記載を求めるべきではないか。</p>	<p>最近6ヶ月の飛行時間については、特定操縦技能審査実施要領 3.1.2(3)項により、被審査者がこれを証する書類として航空機乗組員飛行日誌等を提示することとしています。</p>
<p>特定操縦技能審査報告書（チェックリストを兼ねる場合を含む。）の航空身体検査証明に関する情報については、実技審査の全部を模擬飛行装置又は飛行訓練装置を使用して行う場合、記入が不要であることを明確にすべき。</p>	<p>御指摘を踏まえ、当該報告書の様式を改正し、実技審査の全部について模擬飛行装置等を使用して行う場合には、航空身体検査証明に関する情報の記入を不要とする旨規定しました。</p>
<p>特定操縦技能審査報告書（チェックリストを兼ねる場合を含む。）については、記載内容が多いため、電子ファイルで提供すべき。</p>	<p>今般の特定操縦技能審査報告書及びチェックリストについては、航空局ホームページから電子ファイル（Microsoft Word等）により取得可能とします。</p>
<p>本改正の趣旨・目的を広く周知するためには、施行日までの期間があまりに短すぎるため、施行を延長すべき。</p>	<p>本改正の内容については「小型航空機等に係る安全推進委員会」において、特定操縦技能審査制度の実効性を向上させるため早急に措置すべきものと指摘されたものであることから、本年4月1日から施行することとしたものです。一方で、既に認定を受けている操縦技能審査員については、2年毎に受審が義務付けられている定期講習を通じてチェックリストの活用などを徹底する必要があることも踏まえ、来年3月31日まで猶予期間を設けることとします。</p>